

食科協ニュースレター第117号

目次

	頁
【食科協の活動状況】	
1. 2013年3月、4月の主な活動（先月報告以降）	関澤純 2
【行政情報】	
1. 平成24年食中毒発生状況公表	3
2. 平成25年度「輸入食品監視指導計画」を策定	
3. 平成24年度食品の食中毒菌汚染実態調査の結果通知	
4. 平成24年度食品、添加物等の年末一斉取締りにおける 浅漬製造施設への立入り調査結果について通知	
5. 有毒植物による食中毒予防の注意喚起について	
6. 伝達性海綿状脳症検査実施要領の改正	
7. 食品中のリステリア・モノサイトゲネスに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）について意見・情報の募集	
8. 過酢酸製剤が使用された食品についての対応公表	
9. 牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに係る食品健康影響評価	
10. 食品表示法案が閣議決定された	
11. 平成21年度～22年度食品中の残留農薬等の一日摂取量調査結果公表	森田邦雄
12. 食品安全委員会開催情報	大神(東島)弘明
【消費者情報】	
1. 食品表示法案が閣議決定	森田満樹 15
【海外食品安全情報】	
1. 米国食品医薬品庁（FDA）、国際的食品安全能力向上計画を発表	17
	大神(東島)弘明

平成25年4月19日

特定非営利活動法人 食品保健科学情報交流協議会

〒135-0004 東京都江東区森下3-14-3、全麵連会館2階 TEL 03-5669-8601 FAX 03-6666-9132

<http://www.ccfhs.or.jp/>E-Mail 8.shokkakyo@ccfhs.or.jp

【食科協の活動状況】

1. 2013年3月、4月の主な活動（先月報告以降）

- 3月13日 関澤理事長が徳島県食の安全・安心審議会会長として審議会に出席。
- 3月14日 関澤理事長がとくしま食の安全・安心推進フォーラムで「今必要なリスクコミュニケーションとは」について講演。
- 3月21日 常任理事会兼運営委員会を開催。平成25年度第1回理事会と総会の日時、場所、議題および準備について、創立10周年記念行事の実施要領、記念誌、10周年記念アンケートの中間集計と今後活動におけるコミットメントの案について、検討した。
- 4月1日 コープみらい（東京、埼玉、千葉の首都圏の3つの生活協同組合が合併発足）の広報誌コープみらいに関澤理事長による連載第一回「食の安全の「常識」を考える－何かおかしくない？－」掲載
- 4月12日 日本食品衛生協会の公益社団法人移行記念祝賀会に関澤理事長と北村忠夫常任理事が出席。
- 4月17日 運営委員会を開催。
- 4月25日 日本食品衛生学雑誌54巻2号の食品中の放射性物質特集に、関澤理事長の総説「食品の放射性物質による汚染のリスクをどう考えて、どう伝えるか？」が掲載予定。
- 4月26日 常任理事会を開催予定。
- 6月20日 本年6月20日にNPO法人食科協発足10周年記念式典及び祝賀パーティを次の要領で開催いたします。
なお、詳しくは次号およびホームページにてご案内いたします。
会員の皆様のご参加を期待します。

開催月日：6月20日（木）

14:00～14:50 記念式典

15:00～16:30 記念講演会（食品安全委員会委員長
熊谷 進）

17:00～19:00 記念パーティ

開催場所：銀座ブロッサム（中央会館）

〒104-0061 東京都中央区銀座2-15-6

（関澤 純）

【行政情報】

1 平成 24 年食中毒発生状況公表

3月18日開催された、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食中毒部会において、平成24年食中毒発生状況が配布資料として公表された。

食中毒の発生件数は1,100件で、患者は26,699名であった。

事件数の最も多かったのは、ノロウイルス416件で次いでカンピロバクタージェジュニ/コリ266件、ぶどう球菌44件の順となっている。

患者数についてみると、最も多かったのがノロウイルス17,632名、次いでカンピロバクタージェジュニ/コリ1,834名、ウエルシュ菌1,597名の順となっている。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002xk88-att/2r9852000002xkdd.pdf>

またこの部会では、山梨県で発生した仕出し弁当によるノロウイルス食中毒事例について及び広島市で発生した仕出し弁当によるノロウイルス食中毒事例について資料が配布されている。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002xk88-att/2r9852000002xkdm.pdf>

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002xk88-att/2r9852000002xkdv.pdf>

2 平成 25 年度「輸入食品監視指導計画」を策定

3月18日、厚生労働省は、食品衛生法第23条第1項の規定に基づく、平成25年度「輸入食品監視指導計画」を策定し公表した。

検疫所においては、以下を重点項目として監視指導を実施するとしている。

(1) 法違反の可能性が低い食品などに関し、モニタリング検査を計画的に実施
(平成24年度計画件数：約8万9千9百件→平成25年度計画件数：約9万3千7百件)

(2) 法違反の可能性が高いと見込まれる食品などについては、輸入者に「検査命令」を発動（平成25年2月現在：全輸出国の17品目および25カ国1地域の79品目）

また、海外での食中毒や食品からの病原微生物の検出に関する情報が増加していることから腸管出血性大腸菌、サルモネラ菌、リステリア菌などの病原微生物に係るモニタリング検査を強化するとしている。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002x8gc.html>

更に、同計画の中で、平成25年度のモニタリング計画は、別表第1として示しており、輸入者に対する基本的な指導事項は、別表第2として示している。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002x8gc-att/2r9852000002xnal.pdf>

3 平成24年度食品の食中毒菌汚染実態調査の結果通知

3月29日、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長から各都道府県衛生主管部（局）長あてに標記通知が出された。

この中で「平成24年度においても、食品から食中毒菌が検出されていることから、農政部局との連携の強化、食品取扱者に対する農林水産物の採取段階以降の食品等の衛生的な取扱いに係る指導や効果的な監視の実施により、食品への食中毒菌の汚染防止対策に一層努められるようお願いします。」としている

カイワレ及びみつばからサルモネラが、牛レバーからO26等が検出されている。

http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/gyousei/dl/130329_3.pdf

4 平成24年度食品、添加物等の年末一斉取締りにおける 浅漬製造施設への立入り調査結果について通知

3月29日、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長から各都道府県等衛生主管部（局）長あてに標記通知が出された。

http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/gyousei/dl/130329_2.pdf

5 有毒植物による食中毒予防の注意喚起について

3月29日、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長から各都道府県等衛生主管部（局）長あてに下記内容の通知が出された。

「標記については、昨年、有毒植物による死亡者が2名報告されたことを踏まえ、平成24年4月25日付け食安監発0425第1号にて、消費者及び関係事業者に対して、有毒植物による食中毒予防のための情報提供及び注意喚起の実施についてお願いしたところです。

例年、4、5月には有毒植物による食中毒の発生が多くみられることから、本年においても、山菜採り等が行われる自治体においては、厚生労働省ホームページの自然毒のリスクプロファイル等を活用するなどにより、消費者及び関係事業者に対して、有毒植物による食中毒予防のための情報提供及び注意喚起について適切に実施されるようお願いします。」

http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/gyousei/dl/130329_1.pdf

6 伝達性海綿状脳症検査実施要領の改正

3月29日、厚生労働省医薬食品局食品安全部長から各都道府県知事及び保健所設置市長あてに下記内容の通知が出された。

2月1日改正された厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則に基づき伝達性海綿状脳症検査実施要領の一部を、牛に対するスクリーニング検査の対象月齢を21ヶ月齢以上から30ヶ月齢超としたこと、生体検査時の月齢確認方法につい

て、歯列による判断を用いないこととする等改正し、4月1日から適用する。

http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/gyousei/dl/130329_4.pdf

7 食品中のリステリア・モノサイトゲネスに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）について意見・情報の募集

4月2日、内閣府食品安全委員会事務局評価課は標記について意見・情報の募集を行っている。期限は5月1日である。

同評価書（案）では、国内における LM 感染症の発生状況、食品の生産段階における汚染、食品の製造・加工・処理段階における汚染、食品の流通（販売）段階における汚染、食品の特性 pH と水分活性等について詳細に記載されている。

食品健康影響評価では「喫食時の RTE 食品の LM 汚染菌数が 10,000 CFU/g 以下であれば、JANIS のデータを解析することにより得られた患者数（200 人）を下回り、発症リスクは、特に、健常者集団に限定すれば極めて低いレベルと考えられた。」等記載されている。

意見・情報の募集の後、厚生労働省に答申され、厚生労働省が具体的な規格基準等を検討することとなる。

意見・情報の募集

http://www.fsc.go.jp/iken-bosyu/pc1_bi_virus_listeria_250402.html

審議結果案)

http://www.fsc.go.jp/iken-bosyu/pc1_bi_virus_listeria_250402.pdf

8 過酢酸製剤が使用された食品についての対応公表

4月3日、厚生労働省医薬食品局食品安全部は過酢酸製剤の取り扱いについて、食品安全委員会における評価がなされるまでの間、過酢酸製剤を使用した食品の輸入・販売等の規制は行わないこととする旨次の通り公表した。

過酢酸製剤について添加物としての指定の相談があり、諸外国の使用実態を調査したところ、すでに米国、カナダ、オーストラリアにおいて、野菜、果物、食肉等の幅広い食品に対して使用されており、当該添加物を含む食品が輸入されている可能性があることが判明しました。

過酢酸製剤について、食品安全委員会への食品健康影響評価の依頼及びその評価を踏まえた添加物の指定手続きを速やかに行うこととします。

過酢酸製剤を使用した食品を輸入することは、形式的には食品衛生法により制限されることとなりますが、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会での検討を踏まえ、安全性の懸念はないと考えられることから市場への影響も踏まえ、食品安全委員会における評価がなされるまでの間、過酢酸製剤を使用した食品の輸入・販売等の規制は行わないこととします。

注 1 過酢酸製剤は、食品表面の殺菌目的で使用され、過酢酸、酢酸、過酸化水素、1-ヒドロキシエチリデン-1,1-ジホスホン酸 (HEDP)、過オクタン酸、オクタン酸の 6 物質の混合溶液である（過オクタン酸、オクタン酸を含まない 4 物質の混合溶液として使用される場合もある。）。

注 2 国際的にも腸管出血性大腸菌 0157、サルモネラ菌等食中毒の原因となる微生物への有効性及び安全性が確認されている。

注 3 平成 14 年 フェロシアン化カリウム（欧米等で幅広く使用されている塩の固結防止剤）が含まれる加工食品について、輸入・販売の規制を行わなかった例がある。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002ywzl.html>

<参考>

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会資料

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002yvte-att/2r9852000002ywa2.pdf>

9 牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに係る食品健康影響評価

4月3日、食品安全委員会プリオン専門調査会は「プリオン評価書（案）牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに係る食品健康影響評価②」について了承し、今後、食品安全委員会を経てパブリックコメントの後、厚生労働省に示すと思われる。

この中で「具体的な検査対象月齢について、本専門調査会は、①評価対象国における発生確認最低月齢、②EU における BSE 発生の実績月齢、③ BSE 感染牛脳組織の経口投与実験での異常プリオンたん白質検出月齢、④ BSE プリオンの摂取量が少ないほど潜伏期間が長くなるという知見から、と畜場における検査対象月齢を 48 か月齢（4 歳）超に引き上げたとしても、人への健康影響は無視できると判断した。」としており。これを受けて、厚生労働省は、現在、各都道府県等が実施していると畜場における牛海綿状脳症の全頭検査について 5 歳以上の牛について検査をするという本来の姿に移行するよう指導するものと思われる。

<http://www.fsc.go.jp/fsciis/meetingMaterial/show/kai20130403pr1>

パブリックコメント募集

http://www.fsc.go.jp/iken-bosyu/pc1_prion25_250409.html

10 食品表示法案が閣議決定された

4月5日、消費者庁は「食品表示法」が閣議決定されたことを公表した。これにより、今国会に提出されることになる。その主な内容は次のとおり

（1）目的

この法律は、食品に関する表示が食品を摂取する際の安全性の確保及び自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に関し重要な役割を果たしていることに鑑み、販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の譲渡を含む。以下同じ。）の用に供する食

品に関する表示について、基準の策定その他の必要な事項を定めることにより、その適正を確保し、もって一般消費者の利益の増進を図るとともに、国民の健康の保護及び増進並びに食品の生産及び流通の円滑化並びに消費者の需要に即した食品の生産の振興に寄与することを目的とすること。（第1条関係）

（2）基本理念

販売の用に供する食品に関する表示の適正を確保するための施策は、消費者基本法（昭和43年法律第78号）に規定する消費者政策の一環として、消費者の安全及び自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、並びに消費者に対し必要な情報が提供されることが消費者の権利であることを尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として講ぜられなければならないものとする。（第3条関係）

（3）食品表示基準の策定等

内閣総理大臣は、内閣府令で、食品及び食品関連事業者等の区分ごとに、次に掲げる事項のうち当該区分に属する食品を消費者が安全に摂取し、及び自主的かつ合理的に選択するために必要と認められる事項を内容とする販売の用に供する食品に関する表示の基準を定めなければならないものとする。（第4条関係）

一 名称、保存の方法、消費期限（食品を摂取する際の安全性の判断に資する期限をいう。）、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が食品の販売をする際に表示されるべき事項

二 表示の方法その他(一)に掲げる事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項

（4）食品表示基準の遵守

食品関連事業者等は、食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をしてはならないものとする。（第5条関係）

（5）不適正な表示に対する措置

指示等

1) 食品表示基準に定められた上記（3）の一に掲げる事項（以下「表示事項」という。）が表示されていない食品の販売をし、又は販売の用に供する食品に関して表示事項を表示する際に食品表示基準に定められた上記（3）の二に掲げる事項（以下「遵守事項」という。）を遵守しない食品関連事業者があるときは、内閣総理大臣、農林水産大臣又は財務大臣は、当該食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができるものとする。

2) 内閣総理大臣は、1による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

3) 内閣総理大臣は、食品関連事業者等が、食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項として内閣府令で定めるものについて食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をし、又は販売をしようとする場合において、消費者の生命又は身体に対する危害の発生又は拡大の防止を図るため緊急の必要があると認めるときは、当該食品関連事業者等に対し、食品の回収その他必要な措置をとるべきことを命じ、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずることができるものとする。

4) 内閣総理大臣、農林水産大臣又は財務大臣は、1)、2)又は3)による指示又は命令をしたときは、その旨を公表しなければならないものとする。(第6条及び第7条関係)

(6) 立入検査等

1) 内閣総理大臣、農林水産大臣又は財務大臣は、販売の用に供する食品に関する表示の適正を確保するため必要があると認めるときは、食品関連事業者等若しくは食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者に対し、販売の用に供する食品に関する表示について必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所その他の場所に立ち入り、販売の用に供する食品に関する表示の状況若しくは食品、その原材料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができるものとする。

2) 内閣総理大臣は、その職員に、試験の用に供するのに必要な限度において、食品又はその原材料を無償で収去させることができるものとする。

この規定による収去は、食品衛生法第30条第1項に規定する食品衛生監視員に行わせるものとする。

3) 農林水産大臣は、必要があると認めるときは、独立行政法人農林水産消費安全技術センターに、食品関連事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他の場所に立ち入り、販売の用に供する食品(酒類を除く。)に関する表示の状況若しくは食品、その原材料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は従業員その他の関係者に質問させることができるものとする。(第8条から第10条まで関係)

(7) 差止請求及び申出

1) 適格消費者団体の差止請求権

消費者契約法(平成12年法律第61号)に規定する適格消費者団体は、食品関連事業

者が、不特定かつ多数の者に対して、食品表示基準に違反し、販売の用に供する食品に関して著しく事実に相違する表示をする行為を現に行い、又は行うおそれがあるときは、当該食品関連事業者に対し、当該行為の停止又は予防に必要な措置等をとることを請求することができるものとする。 (第11条関係)

2) 内閣総理大臣等に対する申出

ア 何人も、販売の用に供する食品に関する表示が適正でないため一般消費者の利益が害されていると認めるときは、その旨を内閣総理大臣、農林水産大臣又は財務大臣に申し出て適切な措置をとるべきことを求めることができるものとする。

イ 内閣総理大臣、農林水産大臣又は財務大臣は、1による申出があった場合には、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、適切な措置をとらなければならないものとする。 (第12条関係)

(8) 施行期日 (附則)

この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の規定については、公布の日から施行すること。 (附則第1条関係)

(準備行為)

内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、第4条の規定の例により、販売の用に供する食品に関する表示の基準を定めることができる。

この規定により定められた販売の用に供する食品に関する表示の基準は、この法律の施行の日において第4条第1項の規定により定められたものとみなす。 (附則第2条関係)

<http://www.caa.go.jp/foods/index18.html#m01-4>

要綱

http://www.caa.go.jp/foods/pdf/130405_houan3.pdf

法律案

http://www.caa.go.jp/foods/pdf/130405_houan4.pdf

1 1 平成 21 年度～22 年度食品中の残留農薬等の一日摂取量調査結果公表

3月26日開催された厚生労働省の「薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会」において「平成21年度～22年度食品中の残留農薬等の一日摂取量調査結果」が資料として配布された。

その主な内容は次のとおり

厚生労働省では、国民が日常の食事を介して食品中に残留する農薬をどの程度摂取しているかを把握するため、国民健康、栄養調査を基礎としたマーケットバスケット

調査方式による一日摂取量調査を実施してきたところであり、平成 17 年度からは、調査対象に動物用医薬品、飼料添加物を加え、農薬、動物用医薬品及び飼料添加物について、マーケットバスケット調査方式による一日摂取量調査を実施してきた。

今般、平成 21 年度～22 年度の調査結果を取りまとめた。

調査は、地方自治体の衛生研究所等の協力を得て実施した。平成21年度は 18機関、平成22年度は20機関の協力を得た。

調査対象農薬等は、平成21年度は365、平成22年度は240の農薬等を調査した。

まとめ

(1) 平成 21 年度～22 年度の調査において、47 の農薬等がいずれかの食品群において検出されたが、推定された平均一日摂取量 ($\mu\text{g}/\text{人}/\text{日}$) の対 AD1 比 (%) は 0.75%～12.71%の範囲であり、国民が一生涯に渡って毎日摂取したとしても健康に影響を生じるおそれはないものと考えられる。

(2) 調査農薬等のうち、アセタミプリドについては、食品安全委員会において参考情報として急性参照用量 (ARf D^{vi}) が 0.1mg/kg 体重/日 (体重 53.3kg の場合、5330 $\mu\text{g}/\text{人}/\text{日}$) と示されている。

アセタミプリドが検出された食品群からの一日摂取量を、それぞれの分析結果に当該食品群の摂取量を乗じて求めると、0.49～3.71 $\mu\text{g}/\text{人}/\text{日}$ であり、上述の ARfD 相当の摂取の 1/10000～1/1400 程度と少ない量であった。極端な多食者等を想定していないマーケットバスケット調査方式による結果から評価を行うことは難しいものの、急性的な健康影響を生じるおそれはないものと考えられる。

(3) 平成 21 年度～22 年度の各調査において 4 機関以上で分析が行われ、いずれの食品群からも検出されなかった農薬等のうち、これまでに我が国、JMPR 又は JECFA において AD1 が設定されているものに関して、分析を行った調査機関における検出限界の 20%の量がすべての食品群に含まれていると仮定してそれぞれの平均一日摂取量 ($\mu\text{g}/\text{人}/\text{日}$) を推定したところ、ヘプタクロル以外については ADI を十分に下回っており、健康に影響を生じるおそれはないものと考えられる。

ヘプタクロルについては、平成 21 年度及び平成 22 年度の対 AD1 比がそれぞれ 140%及び 134%であった。ただし、これは実際には検出されていないにもかかわらず各調査機関のそれぞれの検出限界の 20%の量がすべての食品群に含まれているとの仮定に基づいて算出したものであり、各食品群中に実際に残留している可能性は低いと考えられる。また、AD1 が比較的小さい値 (5 $\mu\text{g}/\text{人}/\text{日}$) でありながら、一部の調査機関に粘いて分析機器等の関係から検出限界値が大きかったことにより計算上の摂取量が多くなり、結果的に対 AD1 比の値が大きくなったものであり、実際の日常の食事を介して健康影響を生じるおそれはないものと考えられる。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002ye2k-att/2r9852000002yeci.pdf>

(森田邦雄)

1 2 食品安全委員会開催情報

食品安全委員会（以下「委員会」という）の情報に関して、毎週開催されている会議の内容について主な検討事項や報告事項で関心を持ってもらいたい情報等を整理しました。会員の情報としてお役に立てば幸いです。

また、本稿で（ ）内の数字は、委員会の検討事項等の番号をそのまま掲載しました。今回は、平成 25 年 3 月 4 日の第 465 回から第 468 回（3 月 28 日）までの委員会の開催情報（概略）を掲載致します。

1) 第 4 6 5 回 食品安全委員会（2013（平成 25）年 3 月 4 日）

（主な検討・報告内容の概略）

食品安全基本法（以下「食安法」という）第 2 4 条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について（報告と意見・情報の募集）

（1）遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果（報告と意見・情報の募集）について

RN-No.1 株を利用して生産された

・「5'-イノシン酸二ナトリウム」、・「5'-リボヌクレオチド二ナトリウム」

（2）肥料・飼料等専門調査会における審議結果（報告と意見・情報の募集）について

・「ピコザマイシン」

（3）食品安全基本法第 2 4 条の規定に基づく委員会の意見（食品健康影響評価）について

農薬：・「γ-BHC（リンデン）」、・「プロパクロール」、・「モリネート」、

動物用医薬品：・「マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症（アジュバント・

油性アジュバント加）不活化ワクチン（エムパック）」、・「マイコプラズマ・

ハイオニューモニエ感染症（カルボキシビニルポリマーアジュバント・油性アジ

ュバント加）不活化ワクチン（レスピフェンド MH-One FDAH）」、・「ダノ

フロキサシン」

（添付資料ファイル:主な資料のみ掲載）（略）

2) 第 4 6 6 回 食品安全委員会（2013（平成 25）年 3 月 11 日）

(主な検討・報告内容の概略)

食品安全基本法（以下「食安法」という）第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について（報告と意見・情報の募集）

(1) 農薬専門調査会における審議結果（報告と意見・情報の募集）について

・「オキシシン銅」、 ・「フルメツラム」、 ・「ペンフルフェン」

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見（食品健康影響評価）について

・動物用医薬品「トリクラベンダゾール」

(3) 平成24年度食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件について

(4) 平成25年度食品安全委員会運営計画について（略）

(5) 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について（略）

(7) 食品安全関係情報（2月8日～2月22日収集分）について（略）

3) 食品安全委員会（第467回会合）議事概要（平成25年3月18日）

(主な検討・報告内容の概略)

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・添加物2案件：亜塩素酸ナトリウム（厚生労働省説明）食品等の規格基準の改正について

①「亜塩素酸水」、「亜塩素酸ナトリウム」及び「水素イオン濃度調整剤として用いる塩酸」に係る「生食用鮮魚介類」、「生食用かき」及び「冷凍食品」の加工基準の改正（略）

②「亜塩素酸水」及び「亜塩素酸ナトリウム」に係る「容器包装詰加圧加熱殺菌食品」の製造基準の改正（厚生労働省説明）

・農薬6品目（全てポジティブリスト制度関連）（一括削除）

①アニロホス、②ジクロフェンチオン、③バミドチオン、④ピリダフェンチオン、⑤ミルネブ、⑥メタゾール

・動物用医薬品1品目（ポジティブリスト制度関連）（一括削除） アクロミド（厚生労働省説明）

・農薬16品目（全てポジティブリスト制度関連）

①アイオキシニル、②イプロジオン、③エテホン、④オキサミル、⑤カルフェントラゾンエチル、⑥クロリダゾン、⑦ジクロルプロップ、⑧ジクワット、⑨ターバシル、⑩ピリミホスメチル、⑪フルシトリネート、⑫プロフェノホス、⑬ホルクロルフェニユロン、⑭メタミトロン、⑮メチダチオン、⑯レナシル

・農薬及び動物用医薬品1品目（ポジティブリスト制度関連） ダイアジノン

・動物用医薬品1品目（ポジティブリスト制度関連） フルアズロン

- ・動物用医薬品及び飼料添加物2品目（全てポジティブリスト制度関連）
 - ①ハロフジノン、②ラサロシド
 - ・農薬2品目（全てポジティブリスト制度関連及び飼料中の残留農薬基準関連）
 - ①ジクワット、②ピリミホスメチル（厚生労働省及び農林水産省説明）
 - ・遺伝子組換え食品等1品目（評価要請の取下げ）
 - アミロペクチンジャガイモ AM04-1020 系統（厚生労働省及び農林水産省説明）
- (2) 動物用医薬品専門調査会における審議結果について（略）
- (3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見（食品健康影響評価）について
- ・農薬「シエノピラフェン」、・農薬「フロニカミド」、・農薬「アラクロール」、
 - ・遺伝子組換え食品等（略）
- (4) 食品安全委員会専門調査会運営規程等の一部改正について（事務局説明）
- 案のとおり「食品安全委員会専門調査会運営規程」、「食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針」及び「調査・研究企画調整会議の設置等について」の一部改正が了承された。

（添付資料ファイル:主な資料のみ概略を掲載）

資料 1-2 :

「亜塩素酸ナトリウム」の規格基準の改正に関する食品健康影響評価について

1. 経緯

食品添加物の新規指定要請の手続き等は、平成8年3月22日衛化第29号厚生省生活衛生局長通知により、指定等の要請をする者は、有効性、安全性等に関する資料を添えて厚生労働大臣あてに要請書を提出することとされている。

今般、「亜塩素酸ナトリウム」の規格基準の改正について事業者より要請書が提出されたことから、規格基準の改正の検討を開始するに当たり、食品安全基本法に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼する。

2. 「亜塩素酸ナトリウム」について

用途：漂白剤、殺菌剤

使用基準（案） 現行の使用基準及び改正後の使用基準（案）は別紙（略）のとおり。

海外における使用状況

- ・米国：牛肉、家禽肉、野菜、果実、魚介類、
- ・欧州連合：家禽肉にそれぞれ酸性化した亜塩素酸ナトリウムの使用が認められている。

また、カナダ、オーストラリア、オーストラリア、ニュージーランド等でも、牛肉、家禽肉、野菜、果実、魚介類等への酸性化した亜塩素酸ナトリウムの使用が

認められている。

成分概要（略）

3. 摂取量の推計（略）、 4. 今後の方向（略）

4) 第468回 食品安全委員会（2013（平成25）年3月25日）

（主な検討・報告内容の概略）

（1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・農薬取締法第2条第1項ただし書の規定に基づき、その原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬（特定農薬） 3品目

[1]電解次亜塩素酸水、 [2]エチレン、 [3]焼酎（農林水産省及び環境省説明）

（2）食品安全関係情報（2月23日～3月8日収集分）について（略）

（添付資料ファイル:主な資料のみ掲載）

[資料1-2]

「特定農薬の指定を検討する資材に係る食品健康影響評価について」

「電解次亜塩素酸水」、「エチレン」及び「焼酎」を特定農薬として指定すること

1 現行制度の概要

・農薬取締法（昭和23年法律第82号）第2条第1項は、農薬※は原則として農林水産大臣の登録を受けなければ製造等してはならない旨規定している。一方で、同項ただし書においては、原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬（以下「特定農薬」という。）は、その製造等に当たって登録が不要としている。

・関係大臣が特定農薬を指定する場合は、食品安全基本法（平成15年法律第48号）に基づき、食品安全委員会の意見を聴くこととされている。

2 評価依頼する資材の概要

（1）電解次亜塩素酸水

①検討対象の情報

塩化カリウム又は塩酸と飲用適の水を用いて生成された電解次亜塩素酸水であって、pH 6.5以下、有効塩素濃度10～60 mg/kgのもの

②用途：きゅうり、いちご等の病害防除を目的とする ③検討状況（略）

（2）エチレン（略）

（3）焼酎

①検討対象の情報

酒税法第 3 条第 9 号に規定する「連続式蒸留しようちゆう」及び同条第 10 号に規定する「単式蒸留しようちゆう」の製品

②用途：きゅうり、なし及びもも等の病虫害防除を目的とする ③検討状況（略）

3 今後の方針（略）

資料 2-2：「食品安全委員会が収集したハザードに関する主な情報」（H24.3.25）から次の情報を抜粋（【[海外食品安全情報](#)】を参照）

（大神(東島)弘明）

【消費者情報】

1. 食品表示法案が閣議決定

行政情報でもお伝えしたとおり、消費者庁の食品表示法案が 2013 年 4 月 5 日閣議決定され、法案の理由や新旧対照条文なども消費者庁のウェブサイトで公表された。

食品表示法案の公表について http://www.caa.go.jp/foods/pdf/130405_houan1.pdf

概要 http://www.caa.go.jp/foods/pdf/130405_houan2.pdf

要綱 http://www.caa.go.jp/foods/pdf/130405_houan3.pdf

法律案・理由 http://www.caa.go.jp/foods/pdf/130405_houan4.pdf

新旧対照条文 http://www.caa.go.jp/foods/pdf/130405_houan5.pdf

参照条文 http://www.caa.go.jp/foods/pdf/130405_houan6.pdf

長年懸案だった食品表示の一元化が法案として国会に提出され、JAS 法、食品衛生法、健康増進法の表示の部分が 1 つになる。今回の法案によって表示に関する法律が一つになったことで、目的や監視執行、罰則なども一元化されて拡大したことになる。

第 6 条（指示等）、第 7 条（公表）は、食品表示基準に違反した事業者に対して指示することができ、指示に従わない場合は命令ができ、指示・命令時にその旨を公表するという内容となっている。この規定は現行の JAS 法だけにかかっていたが、食品衛生法の表示項目にも拡大したことになる。さらに、安全性に関する表示がなく消費者に危害が発生する場合、内閣総理大臣が回収命令を出すことができるという規定も設けられた。

第 8 条（立入検査等）では、違反調査のため必要がある場合は立入検査ができ、これまで 3 法になかった帳簿書類等の提出命令が盛り込まれ、立入検査時の権限が強化

されることになった。また、収去については、食品衛生監視員の権限に留まっているが、食品衛生監視員の監視権限が広がりますので、たとえば原産地表示に疑義があれば、食品衛生監視員が収去することができるようになる。

第11条（適格消費者団体の差止請求権）は、これまで食品表示の法律にはなかった権限で、今回新たに導入された。著しく事実と相違する表示行為やおそれのあるものについて、適格消費者団体は、その根拠を示したうえで差し止めを求めることができるようになる。

第12条（内閣総理大臣等に対する申出制度）は、表示が不適正で一般消費者の利益が害されていると一般消費者が認める場合、内閣総理大臣等に申出を行うと、これを受けて必要な調査を行わなくてはならない。JAS法のみにあった制度で、これが拡大されることになる。

第17-23条（罰則）は、これまで違反によって最大1億円以下の罰金刑とされていたものが、3億円以下の罰金刑となる。実際にどの程度まで適用されるかは不明だが、表示違反の抑止力になるとして、上限が引き上げられた。

以上のとおり、消費者庁のもとでの新しい食品表示法は、「消費者のための食品表示」として一元化され、監視、執行体制が強化されたことになる。4月9日に開催された消費者委員会では、消費者庁が法案の報告を行ったが、消費者委員からは「消費者の権利が入って、回収命令や罰金の引き上げなどが強化されて評価できる」といった意見が聞かれた。河上委員長は「差止請求権など、われわれの意向を尊重してもらって感謝している」とまとめた。

今回の法案が国会で成立してから2年以内に施行されることになる。法案は、あくまでも食品表示全体にかかる恒常的な枠組みという位置づけであり、具体的な表示基準、たとえば原料原産地表示や遺伝子組換え食品表示、食品添加物表示といった細かい具体的ルールについては表示基準の変更には触れていない。法案成立後、消費者庁・消費者委員会で行われる下位法令にあたるこれらの表示基準の検討が開始されることになる。今後の表示がわかりやすくなるかどうかは、これらの表示基準の検討にかかっている。

（森田満樹）

【海外食品安全情報】

1. 米国食品医薬品庁 (FDA)、国際的食品安全能力向上計画を発表

公表日：2013/02/28 情報源：米国食品医薬品庁 (FDA)

米国食品医薬品庁 (FDA) は 2 月 28 日、国際的食品安全能力向上計画(International Food Safety Capacity-Building Plan)を発表した。概要は以下のとおり。

・2011 年に制定された食品安全強化法(Food Safety Modernization Act : FSMA) は、包括的予防を骨子とする公衆衛生原則、リスク本位の資源配分、官民一体の連携を基本とする食品安全体制を構築して、農場から食卓に至るまでの危害を最小化するよう FDA に求めている。

さらに、FSMA の第 305 条(Sec.305)は、米国に食品を輸出する諸外国の政府及び食品業界の食品安全に関する技術的、科学的及び管理の能力拡充を目指す包括的計画「Plan」も策定するよう FDA に求めている。

本計画(Plan)は、FDA が実施する国際的な食品安全能力向上活動のための戦略的枠組みとなるもので、(訳注：計画の趣旨や方針・方向性を示す)Goal、(訳注：達成すべき目標である)Objective、(訳注：取るべき措置である)Key Action を概説している。

本計画では、FSMA の第 305 条が求める 6 項目※を Goal、Objective に組み入れている。この計画が示す 4 つの Goal は以下のとおり。

Goal 1 : FDA の食品・動物用医薬品(FVM)計画における効率性の確保

Objective 1.1 FVM 計画における協働の確保

Objective 1.2 FDA 内部の協調の最大化

Goal 2 : エビデンスに基づく意思決定による有効性の向上

Objective 2.1 食品安全の諸リスクに関する知識の強化

Objective 2.2 食品安全評価の利用

Objective 2.3 有効性確保のための立案

Goal 3 : FDA と外国政府機関やその他の団体との間の情報交換の支援

Objective 3.1 食品の安全性の保証に関する輸出国の責任に関する規定を盛り込んだ外国政府との二国間・多国間における協定・合意の支援(第 305 条項目 1 に相当)

Objective 3.2 外国政府又はその他の団体との安全な(secure)電子データの共有を支援する新機構の構築又は既存機構の確認(第 305 条項目 2 に相当)

Objective 3.3 検査報告書についての相互認証への依存の妥当性の調査(第 305 条項目 3 に相当)Goal 4 : 食品安全における技術支援と能力向上の拡充

Objective 4.1 協力者との協働による最適規範(best practice)及び世界規模の食品安全原則に的を絞った食品安全研修計画の策定/配布作業

Objective 4.2 米国が求める安全な食品の諸要件に関する外国政府と食品業者に対する研修(第305条項目4に相当)

Objective 4.3 コーデックス規格に基づく各種要件との整合の適否及び整合の方法に関する勧告の策定(第305条項目5に相当)

Objective 4.4 検査法及び試験・検出法についての多国間承認に関する規定の支援(第305条項目6に相当)

※食品安全強化法(FSMA)第305条で計画に含むべきとしている6項目

項目1 食品の安全性の保証に関する輸出国の責任に関する規定を盛り込んだ二国間・多国間での協定・合意に関する勧告

項目2 安全な(secure)電子データを共有することに関する規定

項目3 検査報告書についての相互認証に対する規定

項目4 米国が求める安全な食品の諸要件に関する外国政府と食品業者に対する研修

項目5 コーデックス規格に基づく各種要件との整合の適否及び整合の方法に関する勧告

項目6 検査法及び試験・検出法についての多国間承認に関する規定

「食品安全委員会が収集したハザードに関する主な情報」(H24.3.25)資料2-2からによる。

(大神(東島)弘明)

会員の皆様へ

NPO 法人食科協では、皆様のご意見、ご感想、ご投稿をお待ちしております。
お気軽に 8.shokkaky@ccfhs.or.jp までご連絡下さい。

この機関紙の記事を無断で転載することを禁じます。